

電気需給約款等変更に関するお知らせ

平素より、東京ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
表題につきまして、電気事業法にもとづき、その内容を下記の通りお知らせいたします。なお、電気料金単価の変更や、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

記

1. 電気契約の更新について

ご契約の電気料金メニューおよび各種付帯メニュー（規定上更新が予定されていないものを除く）の適用期間が、2019年4月の電気の計量日より、翌年4月の電気の計量日の前日まで更新となります。

2. 電気需給約款等の変更について

2019年4月1日より、電気需給約款等が以下の通り一部変更となります。

■ 変更の対象となる電気需給約款等

電気料金メニュー定義書(ずっとも電気1S、ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3)
付帯メニュー定義書(ガス・電気セット割(定額A)、ガス・電気セット割(定率A))

■ 主な変更概要

電気料金単価に変更はありません。

- 各電気料金メニューの契約容量等（契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)）の決定方法を変更^{※1}。
（電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1S】5(1)、【ずっとも電気1】5(1)、【ずっとも電気2】6(1)(2)、【ずっとも電気3】6(1)(2)）
- 「ガス・電気セット割（定額A）・（定率A）」の適用廃止日の規定を変更^{※2}。
（付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定額A）】7(2)、【ガス・電気セット割（定率A）】6(2)）

- ※1 契約容量等は1年間を通じての最大負荷をお客さまからお申し出いただくとしていたものを、引越し（転入）と他社からの切替の場合に分けて規定。原則として、他社からの切替の場合は、他社との契約終了時点の値を引き継ぐものとし、引越し（転入）の場合は需給開始時点において使用場所で設定されている値とし、いずれの場合も、必要に応じてその他の値等に決定することがある旨の定めに変更。
- ※2 電気の解約以外の事由で「ガス・電気セット割」が廃止される場合、当該事由発生日の直後の電気計量日で適用廃止としていたものを、当該事由がガスの使用廃止であり、かつ一定の条件を満たす場合は、電気の解約日まで「ガス・電気セット割」を適用する旨の定めに変更。

以上